

(温風暖房機)

第3条の3 温風暖房機の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。(か)(せ)(ひ)

- (1) 加熱された空気に、火粉、煙、ガス等が混入しない構造とし、熱交換部分を耐熱性の金属材料で造ること。(か)(せ)
- (2) 温風暖房機に附属する風道にあつては、不燃材料以外の材料による仕上げ又はこれに類似する仕上げをした建築物等の部分及び可燃性の物品との間に次の表に掲げる式によつて算定した数値（入力70キロワット以上のものに附属する風道にあつては、算定した数値が15以下の場合、15とする。）以上の距離を保つこと。ただし、厚さ2センチメートル以上（入力70キロワット以上のものに附属する風道にあつては、10センチメートル以上）の金属以外の不燃材料で被覆する部分については、この限りでない。(か)(け)(つ)

風道からの方向	距離（単位センチメートル）
上 方	$L \times 0.70$
側 方	$L \times 0.55$
下 方	$L \times 0.45$
この表においてLは、風道の断面が円形の場合は直径、矩形の場合は長辺の長さとする。	

- 2 前項に規定するもののほか、温風暖房機の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第11号及び第12号を除く。）の規定を準用する。(か)(け)(せ)

【解説】

本条は、燃焼室又は発熱体を有し、液体燃料、気体燃料又は電気により温風を発生させるもので、燃焼ガス及び燃焼生成物が温風に混入しない半密閉式、密閉式等の暖房機について規定したものであり、送風機により温風を吹き出す点で、半密閉式及び密閉式ストーブと区別しているので注意する必要がある。なお、送風方式により、表3の3-1のように分類される。

表3の3－1 温風暖房機の種類

形 式		内 容
直接吹出形		暖房する部屋に設置し、温風を直接室内に吹き出す型式で温風用送風機は本体に組み込まれているもの
ダクト接続型	送風機組込	温風をダクトにより暖房する部屋に送る型式で、温風用送風機は本体に組み込まれているもの
	送風機別置	温風をダクトにより暖房する部屋に送る型式で、温風用送風機は本体に組み込まず別置きとしたもの

- Ⅰ 温風暖房機の建築物等及び可燃性の物品からの離隔距離は、表3の3－2のとおりである。
- ただし、温風暖房機が（一財）日本ガス機器検査協会又は（一財）日本燃焼機器検査協会が定めた防火性能基準に適合したものについては、防火性能が確保され、安全性が高いものとなっていることから、当該設備に貼付されている、いずれかの協会名の認証ラベルに記載されている離隔距離として差し支えない。

表3の3-2

火気設備等又は火気器具等の種別							離隔距離（単位：センチメートル）				
							入力	上方	側方	前方	後方
温風暖房機	気体燃料	不燃以外・不燃	半密閉式・密閉式	バーナーが隠べい	強制対流型		19キロワット以下	4.5	4.5	60	4.5
	液体燃料	不燃以外	半密閉式	強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの	26キロワット以下	100	15	150	15	
						26キロワットを超え70キロワット以下	100	15	100 (注2)	15	
					温風を全周方向に吹き出すもの	26キロワット以下	100	150	150	150	
					強制排気型	26キロワット以下	60	10	100	10	
			密閉式		強制給排気型	26キロワット以下	60	10	100	10	
		不燃	半密閉式	強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの	70キロワット以下	80	5	—	5	
					温風を全周方向に吹き出すもの	26キロワット以下	80	150	—	150	
					強制排気型	26キロワット以下	50	5	—	5	
			密閉式		強制給排気型	26キロワット以下	50	5	—	5	
	上記に分類されないもの						—	100	60	60 (注3)	60

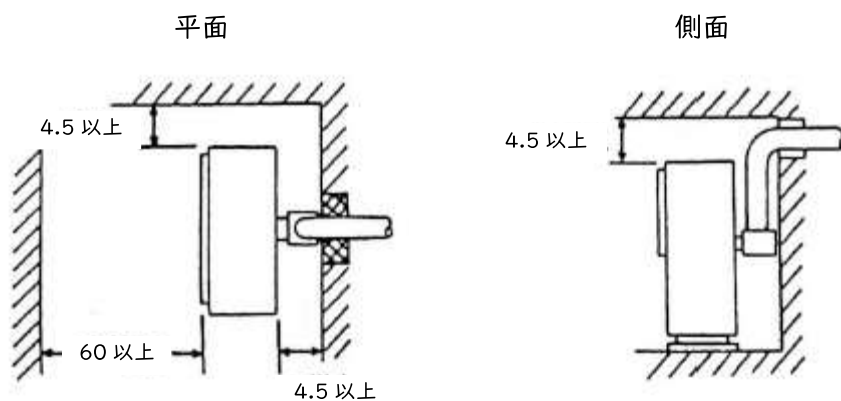
※（注2）風道を使用するものは、15センチメートルとする。

（注3）ダクト接続型以外の場合は、100センチメートルとする。

<設置例>

図3の3-1 温風暖房機（気体燃料を使用するもの）と建築物等の距離（センチメートル）（（ ）内は、不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板である場合の離隔距離を示す。以下同じ。）

① 半密閉式・強制対流型（19キロワット以下）



② 密閉式・強制対流型（19キロワット以下）

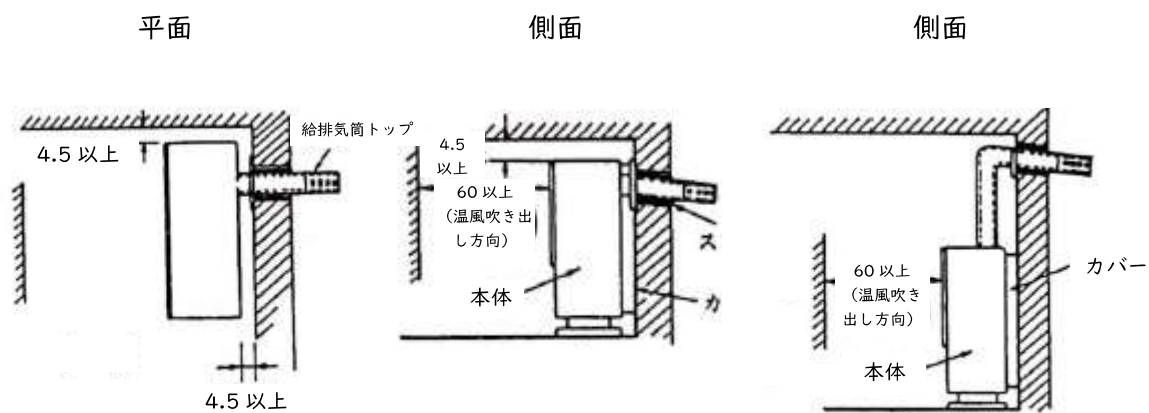
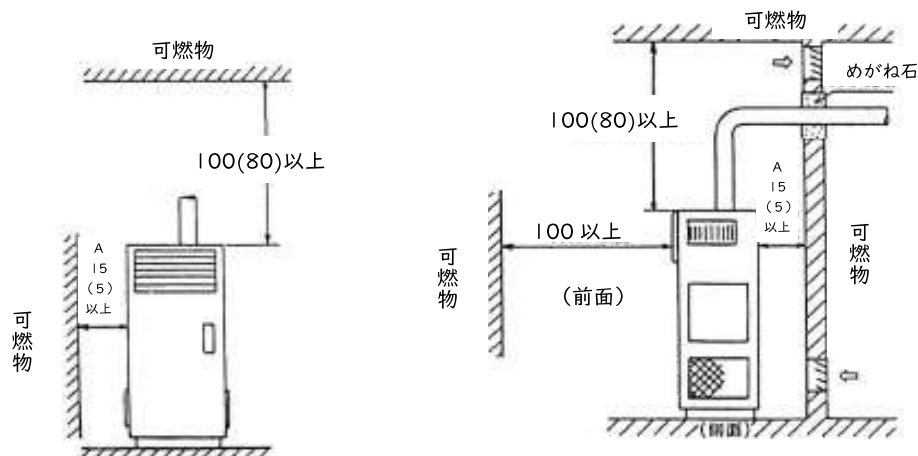


図3の3-2 温風暖房機（液体燃料を使用するもの）と建築物等の距離（センチメートル）

① 半密閉式・強制対流型（26 キロワット以下で、温風を前方向に吹出すもの）

正面

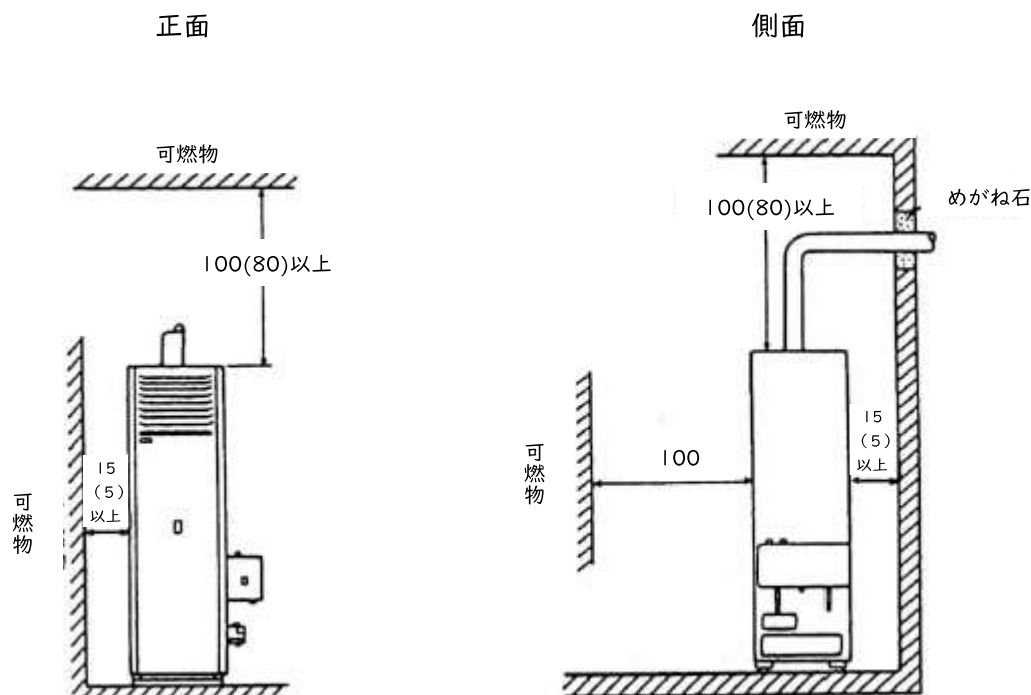
側面



A寸法は、基準では15センチメートル以上と規定しているが、煙突と可燃物との離隔距離でも規制される。

(注) () 内は、防熱板を取付けた場合の寸法を示す。

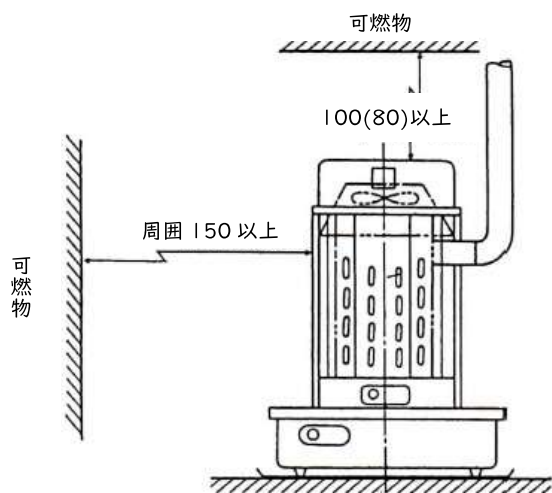
- ② 半密閉式・強制対流型（26 キロワットを超え 70 キロワット以下で、温風を前方向に吹き出すもの）



A寸法は、基準では15センチメートル以上と規定しているが、煙突と可燃物との離隔距離でも規制される。
(注) () 内は、防熱板を取付けた場合の寸法を示す。

※ 風道を使用する場合

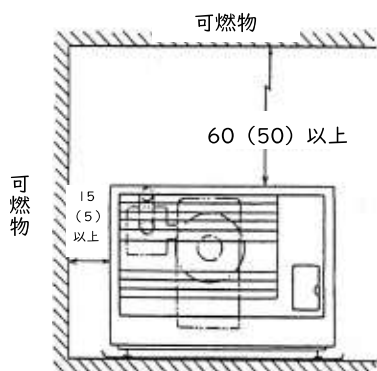
- ③ 半密閉式・強制対流型（26 キロワット以下で、温風を全周方向に吹出すもの）



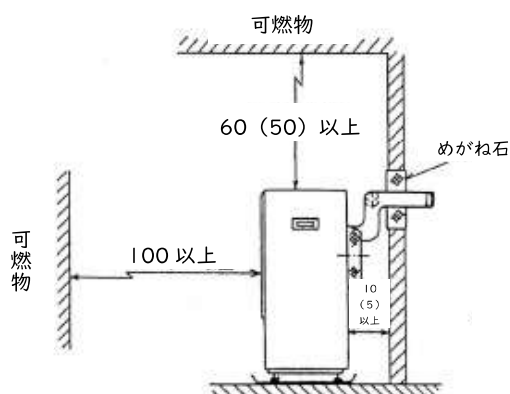
(注) () 内は、防熱板を取付けた場合の寸法を示す。

④ 半密閉式・強制対流型（26 キロワット以下で、強制排気型）

正面



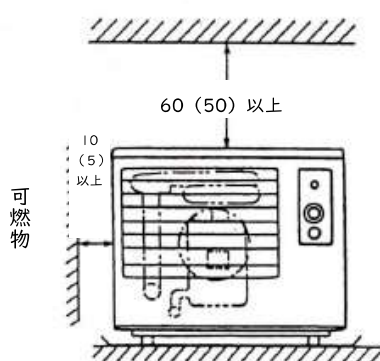
側面



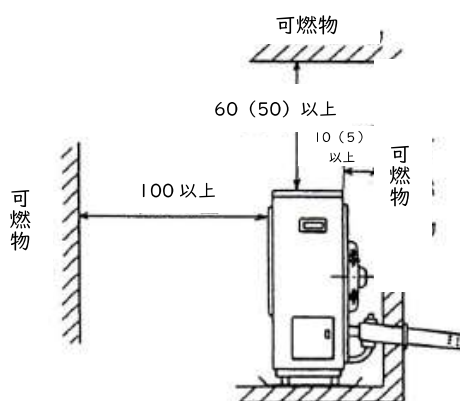
(注) () 内は、防熱板を取付けた場合の寸法を示す。

⑤ 密閉式・強制給排気型（26 キロワット以下）

正面



側面



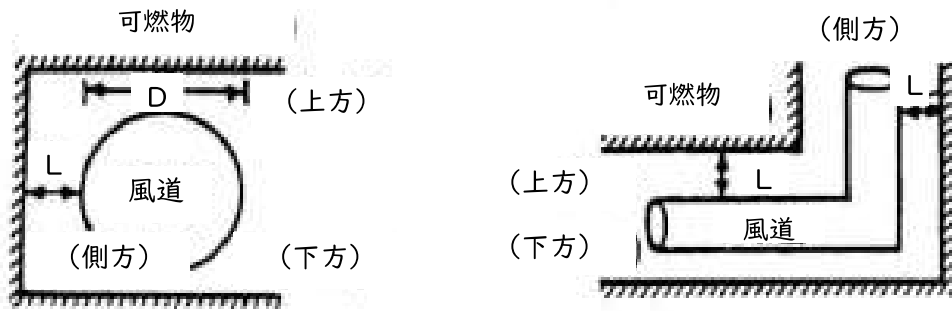
(注) () 内は、防熱板を取付けた場合の寸法を示す。

2 第1項について

第2号の「温風暖房機に附属する風道」とは、表3の3-1に示すダクト接続型に該当し、風道（ダクト）により温風を送るものであり、その風道と可燃性の部分等との距離は、図3の3-3によること。

なお、不燃材料により有効に仕上げた部分又はグラスウール、ロックウール等の不燃材料で厚さ2センチメートル以上（入力70キロワットを超えるものにあつては、10センチメートル以上）被覆する部分については、これによらないことができる。

図3の3-3 風道と可燃性の部分等との距離



$$R = L \times \alpha$$

R：可燃物からの離隔距離

L：風道の直径（矩形の場合は長辺の長さ）

α ：常数（上方は0.70、側方は0.55、下方は0.45）

※ 入力が70キロワット以上のもので、算定した数値が15以下の場合は、15とする。

- 3 第2項は、温風暖房機の位置、構造及び管理の基準については、第3条（同条第1項第11号及び第12号を除く。）を準用することを規定している。

なお、準用規定である第3条第1項第14号アの「風道の炉に近接する部分」とは、温風暖房機本体の接続部分から、風道の長さ2メートル以内の範囲で、できる限り本体に近い部分をいうものであり、その部分に防火ダンパーを設置する必要がある。ただし、風道の長さが2メートル未満のもの又は温風暖房機から5メートル以内の風道部分に防火区画等のための防火ダンパーが設けられている場合は、その部分に防火ダンパーを設けないことができる。